

令和5年度事業計画

我が国においては、戦後の第一次ベビーブーム(1947年～1949年生まれ)である「団塊の世代」が75歳を迎え、ますます「超高齢社会」へと進むことで予測される「2025年問題」により、雇用や医療、福祉など多くの分野に大きな影響が及ぶことが懸念されています。このような状況下において、シルバー人材センターは、人手不足が深刻な分野での就業機会の創出やマッチング機能の強化、地域ごとの状況に基づいた積極的な取り組みの強化が求められています。

新型コロナウイルス感染症が完全に収束されていない状況で、感染症法上の位置づけが5類に引き下げられることにより感染症に対する意識の低下が懸念されます。会員が安心して就業できるよう健康管理に注視し、会員への注意喚起や安全指導など安全意識の向上に努めてまいります。

令和5年10月から消費税の複数税率に対応した「適格請求書等保存方式(通称:インボイス制度)」が導入されます。シルバー人材センターの会員が請負や委任の形で就業する場合、個人事業者として扱われ会員の多くは免税事業者であります。センターは、インボイス制度が実施されると会員に支払う配分金に含まれる消費税額分について仕入税額控除ができなくなり新たな税負担が発生します。そのため、センターとしては、発注者の皆さまのご理解とご協力を得ながら安定的な事業運営ができるよう事務費率を8%から10%に改定しその財源を確保してまいります。

センターが、SGDs(持続可能な開発目標)を対外的に明確にして取り組むことで、センターの信頼度の向上さらには会員拡大、就業機会の拡大を図り地域社会で一層輝く存在となるよう、次の事業を重点に展開してまいります。

1 就業機会の確保及び組織的に提供する事業(定款第4条(1))

当センターによる取り組みに加え、市内の関係団体と連携し、協働し、多様な雇用・就業機会の創出に努めます。



2 就業機会を確保するための公の施設の指定管理業務(定款第4条(2))

「高齢者生きがいセンター太陽の家」をはじめ「福谷太陽の家」、「東山太陽の家」の3施設における事業を行うため、施設及び設備の適正な維持管理に努め、利用者の利便性向上に努めます。



3 就業を希望する高齢者のための職業紹介事業(定款第4条(3))

高齢者が多様な働き方をするために、請負や委任はもちろんのこと、職業紹介事業も積極的に取り入れ、求人企業と就業希望者をマッチングし、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。



4 就業を希望する高齢者のための労働者派遣事業(定款第4条(4))

高齢者が多様な働き方をするために、請負や委任はもちろんのこと、労働者派遣事業も積極的に取り入れ、求人企業と就業希望者をマッチングし、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。



5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会を行う事業(定款第4条(5))

複雑化する社会のニーズに応えるため、就業に必要な講習会を開催します。単に知識を得るだけではなく、それを実際に使えるよう実践的な練習や実技を伴う講習会を開催することで、技能の向上に努めます。



6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業(定款第4条(6))

新規事業等策定委員会を開催し、他市町村の事例を参考に新規事業のための調査研究を行います。

また、就業に関する相談にも積極的に応じ、個々のニーズに合わせた適切なアドバイスや支援を提供するように努めます。



7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業(定款第4条(7))

会員が安全かつ健康的に就業するため、安全・適正就業対策基本計画に基づき実施計画を策定します。そして、正しい知識と技能の習得・啓発、就業環境の改善、危険箇所の除去等安全対策の強化に努め、傷害事故や賠償事故の防止に努め事故ゼロを目指します。



8 センターの活動等について周知を図る事業(定款第4条(8))

シルバー人材センター事業の普及啓発を図るため、市広報紙、ホームページ、チラシの配布、有料広告への掲載等を活用するとともに、市内で開催される各種イベントに積極的にブースを設けるなど参加します。



9 その他センターの目的を達成するために必要な事業(定款第4条(9))

ICT(情報通信技術)の導入により、事務局と会員間のコミュニケーションのデジタル化を進め、会員へのデジタル環境の活用支援を推進し、迅速性と利便性の向上を図ることで、事務の効率化に努めます。

